



平成 22 年 10 月 29 日

各 位

会 社 名 富 士 物 流 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 小 林 道 男
(コード:9061 東証第2部)
問 合 せ 先 経 営 企 画 部 長 浅 田 毅
(TEL 03-5476-8672)

定款の一部変更及び全部取得条項付普通株式の取得に関するお知らせ

当社は、本日開催の当社取締役会において、種類株式発行に係る定款一部変更、全部取得条項に係る定款一部変更、及び当社による全部取得条項付普通株式(下記「I. 1. (1)②」において定義いたします。)の取得について、平成 22 年 11 月 24 日開催予定の臨時株主総会(以下「本臨時株主総会」といいます。)に付議することを決議し、また、全部取得条項に係る定款一部変更について、本臨時株主総会と同日に開催予定の当社普通株主様による種類株主総会(以下「本種類株主総会」といいます。)に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

I. 当社定款の一部変更について

1. 種類株式発行に係る定款一部変更の件(定款一部変更の件A)

(1)変更の理由

平成 22 年 9 月 16 日付当社プレスリリース「三菱倉庫株式会社による当社株式に対する公開買付けの結果並びに親会社、主要株主である筆頭株主及び主要株主の異動に関するお知らせ」等にてご報告申しあげておりますとおり、三菱倉庫株式会社(以下「三菱倉庫」といいます。)は、平成 22 年 8 月 2 日から当社普通株式に対し公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)を開始し、本公開買付けは平成 22 年 9 月 15 日に終了しております。本公開買付けの結果、三菱倉庫は、平成 22 年 9 月 24 日(本公開買付けの決済開始日)をもって当社普通株式 22,314,589 株(平成 22 年 3 月 31 日現在の当社の総株主の議決権の数に対する割合:約 92.08%)を保有するに至っております。

平成 22 年 7 月 30 日付三菱倉庫のプレスリリース「富士物流株式会社株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」において公表されておりますとおり、三菱倉庫は、当社との協議を通じて、両社の物流事業に関する基本的な考え方が、「お客様の目線から物流の全体最適化を支援するパートナー」「グローバル化に対応した、国内外一体のロジスティクスサービスプロバイダー」を目指すという点で一致していることが確認され、当社を三菱倉庫グループの重要な一員として迎え入れることが、三菱倉庫のみならず 3PL の拡大を目指す当社の企業価値の向上に資するものと判断するに至ったとのことです。

具体的には、両社国内外拠点の共有化や輸配送機能の相互活用を含め、両社の補完関係は高く、以下に挙げられる様に、収益拡大及び効率化・コスト改善の双方の観点から、大きなシナジー効果が期待されると考えられるとのことです。

- (a) 三菱倉庫が構築している港頭地区に立地する国内物流拠点や欧米、中国その他アジア諸国に展開する三菱倉庫の海外拠点及び国際物流ノウハウの当社顧客への提供
- (b) 当社が国内各地に保有する緊急パーツ配送網やコールセンター、ITドライバー等による付加価値配送サービスの活用による、三菱倉庫の業務領域の拡大
- (c) 三菱倉庫の有する医薬品、食料・飲料、資材等の取扱いノウハウと、当社の有する電機・電子機器、精密機器、半導体等の取扱いノウハウの共有による提案力・販売力の強化

- (d) 両社の保有する物流施設・設備の共有化による、借庫利用の削減及び自社施設の稼働率向上
- (e) 相互に構築している輸配送網の有機的連携による、輸配送コストの削減と顧客利便性の向上及び環境負荷の軽減

三菱倉庫は、このような三菱倉庫と当社のシナジー効果の早期実現を目的とし、当社が三菱倉庫グループの一員として更なる業務拡大を企図することが、三菱倉庫と当社が共に目指す、お客様の物流全体最適を実現するロジスティクス・サービスの実現に繋がり、両社の企業価値の向上、ひいては両社それぞれのステークホルダーの利益に資するものと判断し、本公開買付けの実施を決定したとのことです。

一方当社は、平成 22 年 7 月 30 日付当社プレスリリース「三菱倉庫株式会社による当社株式に対する公開買付けの実施及び応募推奨に関する意見表明のお知らせ」においてご報告申し上げておりましたとおり、当社の主要株主かつ業務提携先である富士電機ホールディングス株式会社（以下「富士電機ホールディングス」といいます。）及び株式会社豊田自動織機（以下「豊田自動織機」といいます。）より両社の保有する当社株式の買付者としての当社の新たなパートナーを検討する旨の連絡を平成 21 年 10 月頃に受けて以降、今後当社が継続的に企業価値を向上させていくための最善の選択について慎重に検討するため、平成 21 年 12 月頃から、当社のフィナンシャル・アドバイザーである大和証券キャピタル・マーケッツ株式会社（以下「大和証券キャピタル・マーケッツ」といいます。）及びリーガル・アドバイザーである西村あさひ法律事務所から助言を受けながら、当社の筆頭株主であり、かつ当社の主要取引先である富士電機ホールディングスとの間で協議を重ねてまいりました。

さらに、当社は、本公開買付けを含む富士電機ホールディングス及び豊田自動織機による当社株式の譲渡（以下「本取引」といいます。）の検討のため、本年 4 月 21 日付で、従前から本取引の検討に当たってきた当社の体制につき、利益相反のおそれを排除するための検討会（以下「本検討会」といいます。）として正式に位置づけ、本検討会は、富士電機ホールディングス及び豊田自動織機が、本取引にあたり実施した当社株式の買付候補者の選定プロセスにおいて、各候補が提示した条件について審議及び検討を行い、当該各候補の提示する条件のうち、三菱倉庫の提示する条件が、当社の株主の皆様にとっての経済的利益及び当社の企業価値の最大化という観点から考えて、総合的に最も良い条件であると判断し、富士電機ホールディングス及び豊田自動織機に対し、当該判断の内容を通知しました。

また、当社は、当社の取締役会のフィナンシャル・アドバイザーである大和証券キャピタル・マーケッツ及びリーガル・アドバイザーである西村あさひ法律事務所からの上記助言等を踏まえ、当社及び当社が属する物流業界が置かれている状況を総合的に考慮して協議・検討を行い、さらには三菱倉庫及び富士電機ホールディングスとの間で、当社の今後の更なる企業成長戦略及び三菱倉庫と当社のシナジー効果等を検討し、当社の企業価値の向上について協議を重ねた結果、上記(a)乃至(e)に掲げる三菱倉庫の考える当社と三菱倉庫のシナジー効果が当社としても期待されると考えるに至り、当該シナジー効果の早期実現を目的とし、当社が三菱倉庫グループの一員として更なる業務拡大を企図することが、三菱倉庫と当社が共に目指す、お客様の物流全体最適を実現するロジスティクス・サービスの実現に繋がり、両社の企業価値の向上、ひいては両社それぞれのステークホルダーの利益に資するものと判断いたしました。さらに、大和証券キャピタル・マーケッツによる株式価値算定書の内容、本検討会における審議・検討の内容等を踏まえ、本公開買付けにおける当社株式 1 株当たりの買付価格（以下「本買付価格」といいます。）その他の本公開買付けの諸条件は、当社の株主の皆様にとって妥当なものであり、当社の株主の皆様に対して合理的な株式売却の機会を提供するものであると判断いたしました。

これらの判断に基づき、当社は、平成 22 年 7 月 30 日開催の当社の取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を表明すること、及び当社の株主の皆様に対し、本公開買付けへの応募を推奨することを決議いたしました。

そして、平成 22 年 9 月 16 日付三菱倉庫のプレスリリース「富士物流株式会社株式に対する公開買

付けの結果及び子会社の異動に関するお知らせ」等において開示されておりますとおり、本公開買付けに対して当社の普通株式 22,314,589 株の応募があり、応募株券等の総数(22,314,589 株)が買付予定数の下限(16,262,000 株)以上となりましたので、本公開買付けが成立いたしました。

なお、三菱倉庫、富士電機ホールディングス及び当社は平成 22 年 7 月 30 日付で業務委託に関する三社間基本契約書を締結しており、本公開買付けの成立及び決済の完了を条件として、本公開買付け後の一定期間において富士電機ホールディングスグループと当社グループとが一定の条件の下でこれまでの取引関係を継続する方針の合意、及び富士電機ホールディングスグループがこれまでと基本的に同一の条件で、当社グループに対し、富士電機ホールディングスグループの委託する物流業務の遂行に必要な情報を提供するとともに、富士電機ホールディングスグループの設備及びITシステム等の使用、並びに富士電機ホールディングスグループの保有する著作権等の知的財産権の使用等を認める旨の合意をしております。この他、三菱倉庫、富士電機ホールディングス及び当社は、富士電機ホールディングスが、本公開買付けの決済後最長2年間、当社の発行済株式総数に占める割合にして5%に相当する数の当社株式を継続して保有すること、及び、当該期間の経過後は、原則として当該株式を本買付価格と同水準の価格で買い取るよう、三菱倉庫に対して請求できる旨の合意をしております。

以上のとおり、当社は、富士電機ホールディングスグループと当社グループとの取引関係を継続しつつ、当社が三菱倉庫グループの一員として更なる業務拡大を企図することが、当社の企業価値の向上に資するものと考えております。これを踏まえ、当社は、当社臨時株主総会及び普通株主様による種類株主総会において株主様のご承認をいただくことを条件として、当社の株主を三菱倉庫及び富士電機ホールディングスのみとするために、以下の①から③の方法(以下、総称して「本スクイーズアウト手続」といいます。)を実施することいたしました。

- ① 当社の定款の一部を変更して、下記(2)に記載の定款変更案第6条の2に定める内容の株式(以下「A種種類株式」といいます。)を発行する旨の定めを設け、当社において普通株式とは別の種類の当社の株式を発行できるものとするにより、当社を種類株式発行会社(会社法第2条第13号に定義するものをいいます。以下同じです。)に変更いたします。
- ② 上記①による変更後の当社の定款の一部をさらに変更して、当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項(会社法第108条第1項第7号に規定する事項についての定めをいいます。以下同じです。)を付す旨の定めを新設いたします(全部取得条項が付された後の当社普通株式を、以下「全部取得条項付普通株式」といいます。)。なお、全部取得条項付普通株式の内容として、当社が株主総会の特別決議によって全部取得条項付普通株式の全部(当社が保有する自己株式を除きます。以下同じです。)を取得する場合において、全部取得条項付普通株式1株と引換えに、A種種類株式を120万分の1株の割合をもって交付する旨の定めを設けるものといたします。
- ③ 会社法第171条第1項並びに上記①及び②による変更後の当社の定款に基づき、株主総会の特別決議によって、当社が全部取得条項付普通株式の全部を取得し、当該取得と引換えに、当社を除く全部取得条項付普通株式の株主様に対して、取得対価として、その保有する全部取得条項付普通株式1株と引換えにA種種類株式を120万分の1株の割合をもって交付いたします。なお、三菱倉庫及び富士電機ホールディングス以外の各株主様に対して取得対価として交付されるA種種類株式の数は、1株未満の端数となる予定です。また、交付されるA種種類株式が1株未満の端数となる各株主様につきましては、会社法第234条その他の関係法令の定めに従って、最終的には金銭が交付されることとなります。

株主様に対するA種種類株式の交付の結果生じる1株未満の端数につきましては、その合計数(会社法第234条第1項により、その合計数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。)に相当する株式を、会社法第234条の定めに従って売却し、当該売却によって得られた代

金をその端数に応じて各株主様に交付いたします。かかる売却手続に関し、当社では、会社法第 234 条第2項の規定に基づき、裁判所の許可を得てA種種類株式を三菱倉庫に売却することを予定しております。この場合のA種種類株式の売却価格につきましては、必要となる裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、全部取得条項付普通株式の株主様が保有する全部取得条項付普通株式の数に 450 円(本買付価格)を乗じた金額に相当する金額が各株主様に交付されるような価格に設定することを予定しております。ただし、裁判所の許可が得られない場合や、計算上の端数調整が必要な場合等においては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあり得ます。

定款一部変更の件Aは、本スクイーズアウト手続のうち①を実施するものです。

会社法上、全部取得条項の付された株式は種類株式発行会社のみが発行できるものとされていることから(会社法第 171 条第1項、第 108 条第1項第7号)、上記①は、当社普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更である上記②を行う前提として、当社が種類株式発行会社となるため、A種種類株式を発行する旨の定めを新設するほか、所要の変更を行うものです。また、これまで当社は、当社定款第7条におきまして、当社の事務負担の軽減を図るため、1,000 株を単元株式数として規定していたところ、同条は、当社普通株式について単元株式数を定めるものであり、定款一部変更の件Aで設けられるA種種類株式については1株を単元株式数とすることから、その趣旨を明確にするために所要の変更を行うものです。

(2)変更の内容

変更の内容は次のとおりです。なお、定款一部変更の件Aに係る定款変更は、本臨時株主総会において定款一部変更の件Aに係る議案が承認可決された時点で、その効力を生ずるものといたします。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、 60,000,000株とする。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、 60,000,000株とし、このうち普通株式の発行可能種類株式総数は59,999,000株、<u>第6条の2に定める内容の株式(以下「A種種類株式」という。)</u>の発行可能種類株式総数は1,000株とする。</p> <p>(A種種類株式)</p> <p><u>第6条の2 当社の残余財産を分配するとき</u> <u>は、A種種類株式を有する株主(以下「A種株主」という。)</u>または<u>A種種類株式の登録株式質権者(以下「A種登録株式質権者」という。)</u>に対し、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)<u>または普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)</u>に先立ち、A種種類株式1株につき、1円(以下「A種残余財産分配額」という。)を支払う。A種株主またはA種登録株式質権者に対してA種</p>

<p>(単元株式数) 第7条 当社の単元株式数は、1,000株とする。</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会 (新設)</p>	<p><u>残余財産分配額の金額が分配された後、普通株主または普通登録株式質権者に対して残余財産の分配をする場合には、A種株主またはA種登録株式質権者は、A種種類株式1株当たり、普通株式1株当たりの残余財産分配額と同額の残余財産の分配を受ける。</u></p> <p>(単元株式数) 第7条 当社の<u>普通株式</u>の単元株式数は、1,000株とし、<u>A種種類株式</u>の単元株式数は、<u>1株とする。</u></p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会 (種類株主総会)</p> <p><u>第17条の2 第14条、第15条および第17条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。</u></p> <p>② <u>第16条第1項の規定は、会社法第324条第1項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。</u></p> <p>③ <u>第16条第2項の規定は、会社法第324条第2項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。</u></p>
--	--

2. 全部取得条項に係る定款一部変更の件(定款一部変更の件B)

(1) 変更の理由

定款一部変更の件Bは、定款一部変更の件Aでご説明した本スクイーズアウト手続のうち②を実施するものであり、定款一部変更の件Aによる変更後の当社の定款の一部をさらに変更し、当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項を付してこれを全部取得条項付普通株式とし、かつ、当該全部取得条項に従い当社が株主総会の特別決議によって全部取得条項付普通株式の全部を取得する場合において、全部取得条項付普通株式1株と引換えに、定款一部変更の件Aにおける定款変更に基づき新たに発行することが可能となるA種種類株式を 120 万分の1株の割合をもって交付する旨の定款の定めを設けるものです。

かかる定款の定めに従って当社が株主総会の特別決議によって全部取得条項付普通株式の全部を取得した場合には、前記のとおり、三菱倉庫及び富士電機ホールディングス以外の各株主様に対して交付されるA種種類株式の数は、1株未満の端数となる予定です。

(2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりです。なお、定款一部変更の件Bに係る定款変更は、本臨時株主総会において定款一部変更の件A及び下記「Ⅱ. 全部取得条項付普通株式の取得の件」に係る議案がいずれも原案どおり承認可決されること、並びに本種類株主総会において定款一部変更の件Bに係る議案が原案どおり承認可決されることを条件として、その効力が生じるものといたします。

また、定款一部変更の件Bに係る定款変更の効力発生日は、平成 22 年 12 月 30 日といたします。

(下線は変更部分を示します。)

定款一部変更の件Aによる変更後の定款	追加変更案
(新設)	(全部取得条項) <u>第6条の3 当社が発行する普通株式は、当社が株主総会の決議によってその全部を取得できるものとする。</u> ② <u>当社が前項の規定に従って普通株式の全部を取得する場合には、当社は、普通株式の取得と引換えに、普通株式1株につきA種種類株式を120万分の1株の割合をもって交付する。</u>

II. 全部取得条項付普通株式の取得の件

1. 全部取得条項付普通株式の全部を取得することを必要とする理由

定款一部変更の件Aでご説明申し上げますとおり、当社としては、富士電機ホールディングスグループと当社グループとの取引関係を継続しつつ、当社が三菱倉庫グループの一員として更なる業務拡大を企図することが、当社の企業価値の向上に資するものと考えております。これを踏まえ、当社は、当社臨時株主総会及び普通株主様による種類株主総会において株主様のご承認をいただくことを条件として、当社の株主を三菱倉庫及び富士電機ホールディングスのみとするために、本スクイーズアウト手続を行うことといたしました。

全部取得条項付普通株式の取得の件は、定款一部変更の件Aでご説明した本スクイーズアウト手続のうち③を実施するものであり、会社法第171条第1項並びに定款一部変更の件A及び定款一部変更の件Bによる変更後の当社の定款に基づき、株主総会の特別決議によって、当社が全部取得条項付普通株式の全部を取得し、当該取得と引換えに、定款一部変更の件Aによる定款変更に基づき設けられるA種種類株式を交付するものです。

当該交付がなされるA種種類株式の数については、当社を除く全部取得条項付普通株式の株主様に対して、その保有する全部取得条項付普通株式1株につき、A種種類株式を120万分の1株の割合をもって交付するものといたします。当該交付がなされるA種種類株式の数は、前記のとおり、三菱倉庫及び富士電機ホールディングス以外の各株主様に対して当社が交付するA種種類株式の数が1株未満の端数となるように設定されております。

かかる株主様に対する交付の結果生じるA種種類株式の1株未満の端数につきましては、その合計数(会社法第234条第1項により、その合計数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。)に相当するA種種類株式を、会社法第234条の定めに従って売却し、当該売却によって得られた代金をその端数に応じて各株主様に交付いたします。かかる売却手続に関し、当社では、会社法第234条第2項の規定に基づき、裁判所の許可を得てA種種類株式を三菱倉庫に売却することを予定しております。この場合のA種種類株式の売却価格につきましては、必要となる裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、全部取得条項付普通株式の株主様が保有する全部取得条項付普通株式の数に450円(本買付価格)を乗じた金額に相当する金銭が各株主様に交付されるような価格に設定することを予定しております。ただし、裁判所の許可が得られない場合や、計算上の端数調整が必要な場合等においては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあり得ます。

2. 全部取得条項付普通株式の取得の内容

(1) 全部取得条項付普通株式の取得と引換えに交付する取得対価及びその割当てに関する事項

会社法第171条第1項並びに定款一部変更の件A及び定款一部変更の件Bによる変更後の当社の定款に基づき、取得日(下記(2)において定めます。)において、取得日前日の最終の当社の株主

名簿に記載又は記録された当社を除く全部取得条項付普通株式の株主様に対して、その保有する全部取得条項付普通株式1株の取得と引換えに、A種種類株式を120万分の1株の割合をもって交付するものいたします。

(2)取得日

平成22年12月30日

(3)その他

全部取得条項付普通株式の取得の件に係る全部取得条項付普通株式の取得は、本臨時株主総会において定款一部変更の件A及び定款一部変更の件Bに係る議案がいずれも原案どおり承認可決されること、本種類株主総会において定款一部変更の件Bに係る議案が原案どおり承認可決されること、並びに定款一部変更の件Bに係る定款変更の効力が生じることを条件として、その効力が生じるものいたします。なお、その他の必要事項については、取締役会にご一任願いたいと存じます。

Ⅲ. 上場廃止について

本臨時株主総会において定款一部変更の件A、定款一部変更の件B及び全部取得条項付普通株式の取得の件に係る議案がいずれも原案どおり承認可決され、本種類株主総会において定款一部変更の件Bに係る議案が原案どおり承認可決された場合には、当社の普通株式は、東京証券取引所の上場廃止基準に該当することとなりますので、平成22年11月24日から平成22年12月24日までの間、整理銘柄に指定された後、平成22年12月25日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社の普通株式を東京証券取引所において取引することはできません。

Ⅳ. 本スクイズアウト手続の日程の概要(予定)

本スクイズアウト手続の日程の概要(予定)は以下のとおりです。

臨時株主総会及び普通株主様による種類株主総会基準日公告	平成22年9月29日(水)
臨時株主総会及び普通株主様による種類株主総会基準日	平成22年10月13日(水)
臨時株主総会及び普通株主様による種類株主総会招集に関する取締役会決議	平成22年10月29日(金)
臨時株主総会及び普通株主様による種類株主総会開催日	平成22年11月24日(水)
種類株式発行に係る定款一部変更(定款一部変更の件A)の効力発生日	平成22年11月24日(水)
整理銘柄への指定	平成22年11月24日(水)
当社普通株式の売買最終日	平成22年12月24日(金)]
当社普通株式の上場廃止日	平成22年12月25日(土)
全部取得条項に係る定款一部変更(定款一部変更の件B)の効力発生日	平成22年12月30日(木)
全部取得条項付普通株式の取得及びA種種類株式の交付の効力発生日	平成22年12月30日(木)

Ⅴ. 支配株主との取引等に関する事項

上記Ⅱ. に記載の全部取得条項付普通株式の取得(以下「本件取得」といいます。)は、支配株主との取引等に該当します。当社は、「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」として、支配株主との取引等を行う際には、必要に応じて弁護士や第三者機関の助言を取得するなど、その取引内容及び条件の公正性を担保するための措置を講ずるとともに、取締役会において慎重に審議の上決定することとし、少数株主の利益を害することのないよう適切に対応することといたしておりますが、本件取得を行うに際しても、かかる指針に適合するよう以下の対応を行っており

ます。

すなわち、当社は、本公開買付け及び本件取得からなる一連の取引(以下「本件取引」という。)の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置として、平成 22 年7月 30 日付当社プレスリリース「三菱倉庫株式会社による当社株式に対する公開買付けの実施及び応募推奨に関する意見表明のお知らせ」の2.(8)記載の各措置を講じております。加えて、当社は、本件取得の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置として、当社の取締役のうち、本公開買付けの決済後最長2年間、当社の発行済株式総数に占める割合にして5%に相当する数の当社株式を保有すること等を三菱倉庫及び当社との間で合意している富士電機ホールディングスのエグゼクティブ・オフィサーを兼務している石原敏彦氏は、本件取得に関し当社と利益が相反するおそれがあることから、これを回避し、本件取得の公正性を担保するため、平成 22 年 10 月 29 日開催の当社の取締役会における本件取得に関する議案の審議及び決議に参加しておりません。また、当社の監査役のうち、富士電機ホールディングスの経営企画本部財務室経理部長を兼務している江澤賢一氏も、本件取得に関し当社と利益が相反するおそれがあることから、これを回避し、本件取得の公正性を担保するため、同日開催の当社の取締役会における本件取得に関する議案の審議に参加しておりません。なお、平成 22 年 10 月 29 日開催の当社の取締役会における本件取得に関する議案については、本件取得に関し当社と利益が相反するおそれのある石原敏彦氏を除く当社の取締役全員が審議及び決議に参加し、参加した取締役の全員一致で、本件取得に係る議案を本臨時株主総会に付議する旨を決議しております。また、同議案の審議については、当社の3名の監査役のうち、本件取得に関し当社と利益が相反するおそれのある江澤賢一氏を除く当社の監査役全員が参加し、いずれも当社の取締役会が上記決議を行うことにつき異議がない旨の意見を述べております。

さらに、当社は、上記指針に定める「弁護士や第三者機関」として、当社の支配株主との間に利害関係のない丸の内総合法律事務所より、(a)当社が平成 22 年7月 28 日付で取得した大和証券キャピタル・マーケットによる株式価値算定書の算定結果が公正かつ妥当なものであること、(b)本件取得後、会社法第 234 条その他の関係法令の定めに従って、本件取得により交付されるA種種類株式が1株未満の端数となる各株主様に対して、当該端数に対応する普通株式につき1株あたり本買付価格と同額である 450 円が交付されるような価格による売却を許可するよう裁判所に対する申立てを当社が行い、当該申立ての内容のとおり裁判所の許可が得られること等を前提とすると、(i)本件取引の目的は、当社の企業価値の向上に資するものであって、当社の少数株主にとって不利益なものではないと評価できると考えられること、(ii)本件取引に関する当社の検討及び意思決定過程は、いずれも当社の少数株主の利益に配慮したものと評価できると考えられること、(iii)本公開買付けの諸条件のうち、買付価格以外の条件については、いずれも当社の少数株主の利益に配慮したものと評価できると考えられ、買付価格についても、当社の少数株主にとって不利益なものではないと評価できると考えられること、及び(iv)本件取得の条件は、当社の少数株主にとって不利益なものではないと評価できると考えられ、本件取得の手続も、当社の少数株主の利益に配慮した手続であると評価できると考えられることに加え、本件取引に関し、他に当社の少数株主を害する要素は見当たらないことからすれば、本件取得に係る議案を当社の株主総会に付議することを当社の取締役会において決議することは、当社の少数株主にとって不利益なものではないと考えられる旨の意見が記載された意見書を平成 22 年 10 月 29 日付で取得しております。

以上